

【お知らせ】ドイツ連邦保健省の発表（Covid-19 の新たな変異株に対応したワクチン）

9月18日、連邦保健省及びロベルト・コッホ研究所は、Covid-19 の新たな変異株に対応したワクチンの接種について会見を行い、以下のポイントを含む発表を行いましたので、ご参考までにご案内します。

なお、ワクチン接種を受けるかの判断に当たっては、ワクチン接種による感染予防の効果と副反応等のリスクの双方についてご理解頂いた上で、ドイツ政府当局のウェブサイト等による最新情報をご確認願います。

発表に関するウェブサイトへのリンク（ドイツ語）：

[https://www.bundesgesundheitsministerium.de/presse/press-
mitteilungen/saison-akuter-atemwegserkrankungen-
beginnt.html](https://www.bundesgesundheitsministerium.de/presse/press-
mitteilungen/saison-akuter-atemwegserkrankungen-
beginnt.html)

○連邦保健省及びロベルト・コッホ研究所が接種を奨励する対象

- ・ 60 歳以上の者
- ・ 重症化リスクのある者(*)

(* 以下のサイトでは次のとおり示されています)

<https://www.infektionsschutz.de/coronavirus/schutzimpfung/impfung-gegen-covid-19/>

- ・ 介護施設の入居者と従業員
- ・ 医療施設等で働く医療従事者
- ・ 免疫体制の観点で Covid-19 ワクチンを安全に接種できない者の家族等

1. 以下については在ドイツ日本国大使館が確認した内容になります。必要に応じて各人で再確認を行ってください。

○今回の Covid-19 ワクチン接種については、各人が医師と相談の上で接種の必要性を確認の上、医師の判断で接種を行う。医師判断での接種費用は医療保険（ドイツの公的保険。ドイツ国内のプライベート保険、ドイツ外で加入した保険については契約内容によるが、適用対象とならない場合もある）の適用となる運用がなされている。

2. 以上に加えて、ワクチン接種に関する常設委員会（STIKO: Ständigen Impfkommision）が掲載する情報から関連するものを一部抜粋したところ、以下のとおりです。

○Covid-19 ワクチン接種に当たって、前回のワクチン接種又は感染から 12 か月以上の経過が必要。

○インフルエンザの予防接種と同日に接種しても差し支えないものとされている。

詳細は以下のリンク等でご確認ください。

<https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/COVID-Impfen/gesamt.html>